

平成24年度予算執行計画（案）

平成24年1月26日
平成24年3月30日改訂
総務省予算執行監視チーム

1 予算監視・効率化の推進体制

（1）予算執行監視チームの構成、役割

総務省予算執行監視チーム（以下「チーム」という。）は、「総務省予算執行監視チーム運営要領」（平成22年1月29日）に基づき、総務副大臣、総務大臣政務官、別に定める総務省顧問等により構成し、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）等を踏まえ、以下のような予算執行の効率化に向けた自律的な取組を行う。

- ① 予算監視・効率化に向けた取組計画の策定及び進捗管理
- ② 予算監視・効率化の取組みに係る自己評価
- ③ 予算執行上の重要な決定等についての事前審査
- ④ 行政事業レビューの実施
- ⑤ 国民の声の受付
- ⑥ 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組み
- ⑦ 予算執行の情報開示の充実

（2）チームに参画させる外部有識者及びその役割

別に定める外部有識者は、チームに対して必要な助言を行う。

（3）チームの定例会議等

少なくとも四半期に1回、チーム定例会議を開催するほか、必要に応じて隨時、チーム会議を開催する。

なお、チーム定例会議は、原則として、外部有識者の参加を求めるものとする。

（4）推進実務を担う組織の設置、構成及び役割

チームの下に、会計課及び政策評価広報課の職員により構成する作業グループ（以下「グループ」という。）を置き、チームの取組に係る実務を担う。

2 予算監視・効率化に向けた取組計画

（1）支出等に関する計画の策定

別紙に定める重要予算案件、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適

正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）、庁費及び旅費について、支出等に関する計画を策定する。

なお、補助金等に係る計画については、予算の計画的な執行を促進する観点から、交付手続の迅速化、早期交付等の具体的な改善事項について盛り込むものとする。

（2）支出等に関する計画の進捗把握・管理等

グループは、支出等に関する計画を取りまとめ、進捗実績については、月次で内部的に把握・管理するとともに、チームへ報告し、公表する。

なお、庁費及び旅費については、年度末の事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張の防止に十分留意する。

（3）予算執行計画を含む、予算監視・効率化の取組み全体の自己評価の実施

① 実施時期・頻度

上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に自己評価を実施する。

② 自己評価の方法・内容

計画の達成状況、予算執行の具体的な改善状況（補助金等の交付手続の迅速化、早期交付等）、経費の削減状況等について評価する。

（4）予算執行上の重要な決定等についての事前審査

① 事前審査の対象等

ア 重要予算案件

別紙に定める重要予算案件については、委託費における事業者選定、補助金の交付決定、物品調達や役務請負契約の決定等について、原則として担当大臣政務官が事前審査を行う。

イ 所管独立行政法人及び公益法人関係予算案件

所管独立行政法人関連予算案件については、上記アと同様に、原則として担当大臣政務官が事前審査を行う。

また、公募、入札等手続きにおいて、所管公益法人が競争入札の場合の一者応札先、随意契約先、または交付先となることが見込まれる場合についても、上記アと同様に、原則として担当大臣政務官が事前審査を行う。

② 事前審査を実施する際の観点

予算執行の「必要性」、「有効性」、「効率性」等の観点から事前審査を行う。

（5）行政事業レビューの実施

行政刷新会議の指示に基づき、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、

何に使われているか（用途）について、実態を十分に把握した上で、その事業の遂行が税金投入の効率性や効果の面から適切であるか検証する。

（6）国民の声の受付・対応、改善への取組み

① 国民の声を受け付ける体制

インターネット（HP）または郵送により、広く国民の声を受け付ける。

② 受け付けた国民の声を分析し、改善に活かす仕組み

国民からの声のうち重要なものについてはチームへ報告し、少なくとも年1回は、国民からの声の状況と、これらへの対応・改善結果をとりまとめ、公表する。

（7）予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組み

① 職員からチームに対する改善等の提案制度

グループにおいて、広く職員からの意見・提案を受け付ける。

② 予算に係る職員の意識向上を図るための教育・研修

予算執行監視に係る作業を通じて、必要な知識・技術の修得を図ること等により、予算執行の効率性向上に努める。

（8）予算執行の情報開示の充実

① 支出状況に関する情報

毎月の支出状況について、所管、組織、項及び目別に四半期毎に公表する。

② 公共調達に関する情報

ア 「公共調達の適正化について（平成18年8月25日財計第2017号）」に基づき、競争入札と随意契約の別、公共工事と物品等・役務の別に分け、少額のものを除き全ての契約に係る情報を、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（4月に締結した契約については93日以内）に公表する。

イ 「総務省随意契約見直し計画（平成19年1月改定）」等により、競争性のない随意契約から競争性のある契約への移行を進めるとともに、見直し後も競争性のない随意契約として残らざるを得ないものについて、四半期毎に公表する。

③ 補助金等に関する情報

補助金等の交付決定については、事業名、補助金交付先名、交付決定額、支出元会計区分、支出元（目）名称及び補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日について、四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時から45日以内を目途に公表する。なお、交付決定額の公表が、交付先法人における入札予定価格を推知させる等の特段の問題がある場合は、公表時期を遅らせることができる。

④ 特定の経費に関する情報

ア 公益法人への支出

国から公益法人への支出については、交付先法人名称、(目)の名称、
支出元会計区分、交付決定額、交付決定日の他、内閣府公益法人行政
担当室より示す項目について、同室の指示に基づき、取りまとめ公表
する。

アイ 委託調査費

委託調査費の支出状況については、調査の名称と概要、契約の相手方名、契約形態、契約金額、契約締結日及び成果物（概要）について、四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時から45日以内を目途に公表する。

イウ タクシ一代

タクシ一代の支出状況について、会計別及び組織別に、四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時から45日以内を目途に公表する。

(9) 補足事項

① チームが行う業務の委任

チームは、その責任の下で、「予算監視・効率化チームに関する指針」を踏まえて、自ら行うべき業務を他の組織に委任することができる。ただし、その場合にあっては、必要な報告を受ける体制を整えるとともに、委任した業務が適切に行われているか、適宜適切な方法で確認するものとする。

② 計画の変更手続き

本計画の変更は、チームの決定により行う。

平成24年度重要予算案件

単位：億円

	案 件 名	24年度 予算案	担当局課室
1	緊急消防援助隊設備整備費補助金	49.0	消防庁消防・救急課
2	災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発	20.0	基盤局電気通信技術システム課
3	被災地情報化推進事業	45.1	戦略局情報通信政策課
4	情報流通連携による災害時生活安全確保事業	6.0	情流局情報流通振興課
5	市町村合併体制整備費補助金	40.6	自行局市町村体制整備課
6	「緑の分権改革」の推進に要する経費	2.8	自行局地域政策課
7	「域学連携」地域づくり実証研究事業	0.2	自行局人材力活性化・連携交流室
8	「定住自立圏」推進調査事業(産業振興・地域医療)	1.1	自行局地域自立応援課
9	過疎地域等自立活性化推進交付金	5.0	自行局過疎対策室
10	多自然地域を後背地とする居住拠点都市の振興に関する調査研究事業	0.3	自行局地域自立応援課
11	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費	28.3	自行局住民制度課
12	経済成長に資する情報通信技術の研究開発・利活用促進 (うち新規事業に限る)	89.4	戦略局情流局
13	地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	305.3	情流局地上放送課
14	フューチャースクール推進事業	11.0	情流局情報通信利用促進課
15	情報通信利用環境整備推進事業	19.0	基盤局事政課・高度課
16	携帯電話等エリア整備事業	47.1	基盤局移動通信課
17	消防防災施設整備費補助金	7.2	消防庁消防・救急課
18	高齢者や障害者に適した火災警報装置の調査検討に要する経費	2.5	消防庁予防課
19	自動車税納付確認電子化実証実験事業費補助金	0.6	自税局都道府県税課